

渋谷区優良介護事業所表彰事業実施要綱

令和 6年 4月 1日 制 定

令和 7年 7月 11日 一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、渋谷区内の介護サービス事業所の取組みを評価し、優良な事業所を表彰することでサービスの質及び従事者の資質向上を図り、もって要介護者の自立支援や生活の質の向上に繋げる好循環を生み出すことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の定義は、介護保険法（平成9年法律第123号）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）で使用する用語の例による。

2 渋谷区優良介護事業所表彰事業（以下「本事業」という。）の対象は、渋谷区内で別表1のサービスを提供している介護サービス事業所（以下「事業所」という。）とする。

(応募要件)

第3条 応募できる事業所は、次の各号に定める要件を全て満たす事業所とする。

- (1) 応募した日において、渋谷区内に事業所を有すること。
- (2) 応募した日の属する年度（以下「応募年度」という。）の4月1日を基準とし、事業所の指定を受けた日から3年が経過していること。ただし、渋谷区以外の場所において事業所の指定を受け、その後、事業所の場所を渋谷区に移した場合は、渋谷区に事業所を移した日から3年が経過していること。
- (3) 応募年度及び前年度以前3年度において、応募する事業所及び同一の法人が運営する渋谷区内の事業所において指導、監査で勧告以上の行政指導又は行政処分を受けておらず、且つ、虐待の認定を受ける等の重大な不祥事を起こしていないこと。
- (4) 応募年度及び前年度以前3年度において、個人情報の流出やハラスメント等の不祥事を起こしていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団に該当する事業所及び代表者が同条第6号に規定する暴力団員又は渋谷区暴力団排除条例（平成23年条例第23号）第2条第3項に規定する暴力団関係者事業所でないこと。

2 同一の法人から応募できる事業所の数は、年度ごと2つの事業所を限度とする。

(応募方法)

第4条 本事業に応募する法人の代表者は、応募する事業所ごとに必要書類を作成し、区長に提出する。応募締切、提出方法及び必要書類については、高齢者政策担当部長が別に定

める。

(評価方法)

第5条 前条の規定による応募があったときは、区長は、別表2に規定する評価項目及び評価基準により、評価を行う。ただし、法第115条の35第1項に基づく介護サービス情報公表制度において、東京都の介護サービス情報システムで公表する事業所の運営体制や介護サービス提供体制等を示すレーダーチャート7分野の合計が21点に達しない事業所については評価しないことができる。

(表彰)

第6条 区長は、前条の規定により評価した結果、得点が上位3位までの事業所を表彰する。
2 前項の規定にかかわらず、応募後に渋谷区外に事業所を移した事業所については、区長は表彰しないことができる。

(表彰等の取消し)

第7条 区長は、表彰した事業所が次の各号のいずれかに該当する場合は、表彰を取消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正な手段により表彰を受けたことが判明したとき。
- (2) 表彰後、第3条に定める応募要件を満たしていないことが判明したとき。
- (3) その他区長が表彰の取消しを求めるに相当の理由があるとき。

(広報)

第8条 区長は、本事業で表彰した事業所について、周知するよう努める。

(委任)

第9条 この要綱の実施に関し必要な事務手続及び文書の様式については、高齢者政策担当部長が定める。

附 則 (令和6年4月1日区長決裁)

この要綱は、令和6年4月1日より施行する。

附 則 (令和7年7月11日区長決裁)

この要綱は、令和7年7月11日より施行する。

別表1 対象サービス（第2条関係）

介護サービスの種類	要介護度 維持・改善部門	働きやすい 職場作り部門
通所介護	○	○
通所リハビリテーション	○	○
地域密着型通所介護	○	○
認知症対応型通所介護	○	○
居宅介護支援		○
訪問介護		○
訪問入浴介護		○
訪問看護		○
訪問リハビリテーション		○
夜間対応型訪問介護		○
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		○
小規模多機能型居宅介護		○
看護小規模多機能型居宅介護		○
短期入所生活介護		○
短期入所療養介護		○
介護老人福祉施設		○
介護老人保健施設		○
介護医療院		○
特定施設入居者生活介護		○
認知症対応型共同生活介護		○
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		○
福祉用具貸与		○
特定福祉用具販売		○

別表2（第5条関係）

(その1) 要介護度維持・改善部門 評価項目及び評価基準

評価項目	評価基準				基準日・対象期間	
	評価指標	サービス種別点数				
【基本分】			通所介護	短期リハビリテーション	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護
要介護度の維持・改善（50点満点）	（維持者＋改善者×2）÷対象期間内を含む3ヶ月以上の利用があり、更新・変更認定日が対象期間内且つ利用開始日以降である利用者		1.4以上 : 50点 1.3以上1.4未満 : 40点 1.2以上1.3未満 : 30点 1.0以上1.2未満 : 20点 1.0未満 : 0点			応募前年度の4月1日～3月31日
【加点分】	評価指標	通所介護	短期リハビリテーション	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護	基準日・対象期間
科学的介護の推進（30点満点）	科学的介護推進体制加算	10	15	10	10	応募前年度の4月1日～3月31日
	個別機能訓練加算Ⅰイ、Ⅰロ、Ⅱ	8		8	8	
	ADL維持等加算Ⅰ	3		3	3	
	ADL維持等加算Ⅱ	6		6	6	
	リハビリテーションマネジメント加算イ、ロ		9			
	口腔機能向上加算Ⅰ、Ⅱ	4	3	4	4	
	栄養アセスメント加算	2	3	2	2	
	リハビリテーションマネジメント加算ハ		15			
リハビリテーションの充実（20点満点）	生活行為向上リハビリテーション実施加算	評価指標の9加算のうち、加算取得数に応じて加点				応募前年度の4月1日～3月31日
	短期集中個別リハビリテーション実施加算					
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算1、2	該当数5以上 : 20点				
	重度療養管理加算	4 : 16点				
	中重度者ケア体制加算	3 : 12点				
	通所リハマネジメント加算イ、ロ、ハ	2 : 8点				
	リハビリテーション提供体制加算1、2、3	1 : 4点				
	理学療法士等体制強化加算					
退院時共同指導加算						
地域貢献（5点満点）	地域に貢献する活動を行っている。 （例）地域の交流の場の提供、認知症カフェ・食堂等の設置、地域のボランティアの受入など	5	5	5	5	応募前年度の4月1日～3月31日
安全管理体制の有無（5点満点）	事故防止対策や緊急時対応の体制を評価。 評価指標例： ・一定期間内に発生した事故の件数（転倒、転落等） ・緊急時対応訓練の実施回数、参加率 ・設備の安全点検の実施状況（回数）	5	5	5	5	応募前年度の4月1日～3月31日
介護サービス情報公表制度の評価（5点満点）	介護サービス情報公表制度でレーダーチャートとして公表されている運営状況の平均が4以上である。（7項目、5点満点）	5	5	5	5	募集締切日の翌月1日時点

別表2（第5条関係）

（その2） 職場づくり部門 評価項目及び評価基準

NO.	評価項目	評価基準		備考
		点数	加算	
1	介護職員及び介護労働者のうち、勤続年数が3年以上の者の割合 <算出方法> 勤続3年以上の介護職員及び介護労働者÷ 介護職員及び介護労働者数	0.9以上：3点 0.85以上：2点 0.8以上：1点		※同一法人別事業所に異動した従事者については、異動前後で同じ職種として勤務している期間は通算可。 ※介護職員：訪問介護以外の介護保険の指定介護事業所で働き、直接介護を行う者 介護労働者：訪問介護員、サービス提供責任者、介護職員、看護職員、介護支援専門員、生活相談員、支援相談員、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、栄養士、福祉用具専門相談員
2	10日以上有給休暇が付与されている従業者全員が、年5日有給休暇を取得している。	1		
3	育児や介護と両立できる仕組みが整備されている。 (例) 看護休暇や介護休暇といった特別休暇の付与、柔軟な勤務体制	1		
4	出産後の復帰に関する取組みを行っている。 (例) 復職前面接や研修の実施といった職場復帰プログラムの策定、施設内保育所の設置	1		
5	労働時間縮減のための取組みを行っている。 (例) ワークシェアリングの実施	1		
6	多様な働き方ができる。 (例) フレックスタイム制の導入、在宅勤務	1		
7	従業者の健康管理に関する取組みを行っている。 (例) 健康相談体制の整備、メンタルヘルス対策の実施、定期的な健康診断の実施	1		
8	ハラスメントの相談体制が整備されている。	1		
	人材育成及び介護現場の生産性向上	点数	加算	備考
9	資格取得の支援がある。 (例) 受講料・受験料の負担、資格手当の設定	1		
10	新人職員の指導担当者に対する研修を実施している。	1		
11	非正規職員から正規職員への登用ルートが明確化されている。	1		
12	ICT機器（介護ロボット、介護ソフト等）の活用による職員の負担軽減や業務省力化に向けた取組みを行っている。※取組みには、区の導入実証実験への参加も該当。	5		
13	外国人人材の受入環境を整備している。	5	受入実績あり + 3点	
14	介護助手の受入環境を整備している。	5	受入実績あり + 3点	
15	潜在介護士の発掘や復職支援を行っている。	5	復職実績あり + 3点	
16	事業所で統一した報告様式を用い、記録の仕方を統一している。	1		
17	業務ごとの手順書を作成し、役割分担を明確にしている。	1		
	地域との交流に基づく質向上	点数	加算	備考
18	地域包括支援センター等が実施する事例検討会または地域ケア会議等への参加している。	1	特定事業所加算 未取得事業所 + 1点	
19	地域包括支援センターからの困難事例へのサービス提供実績がある。	1		
20	相談支援、情報発信を行う仕組みを整備している。 (例) 利用者からの相談を随時受け付けている、合同説明会等に参加している	1		
21	区内の協議体に参加し、情報交換を行っている。 ※参加している協議体名をご記入ください。 (例) ケアマネジャー連絡協議会	1		
	その他	点数	加算	備考
22	第三者評価を受審している。	1		

40点満点 加算上限10点